

2022年3月
(更新 2022年4月14日)
教務センター

2022年度前期における欠席届の取扱いについて

2022年度前期における欠席届について、以下のとおり運用いたしますので、ご案内をさせていただきます。

授業形態	登学する学生	非登学の学生 (非登学が承認された者)
対面授業	通常どおり窓口で欠席届および公認欠席届の手続きを行い、教員へ届を提出してください。 ※遠隔授業の科目については、メールアドレスや学習支援システム等を通して届のPDF、写真等を提出。	メールアドレスや学習支援システム等を通して、教員に直接連絡してください。
遠隔授業 (オンデマンド授業)		
遠隔授業 (リアルタイム授業)		

【新型コロナワクチンを接種した場合について】

新型コロナワクチンの接種後、副反応により授業を欠席する場合、接種当日を含め最大3日間まで授業欠席届の対象とします。また、裏付け書類は接種日のわかる接種済証の写しとします。なお、授業週や登学・非登学の別に応じた手続きの方法は上記に準じます。

以 上